

# 第4次小美玉市地域福祉計画（案）【概要版】

## ■ 基本理念

本市の地域福祉をめぐる課題に包括的に対応し、市民一人ひとりが住み慣れた地域で安全・安心に暮らせるよう、これまでの基本理念を踏襲し、「ぬくもりあふれるまちづくり」とします。そして、地域住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会「地域共生社会」の実現を目指します。

## ぬくもりあふれるまちづくり

## ■地域福祉とは

地域福祉は、公的な制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助け合う関係や、その仕組みを作っていくことです。

なお、改正社会福祉法では、地域福祉の推進の理念として、地域住民等は、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える様々な分野にわたる地域生活課題を把握し、その解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図る旨が追加されています。

それぞれ異なる個性を持った住民が、その個性を尊重しながら他者や行政に過度に依存せず自立した生活を送りつつ、互いに協力し、不足を補い合いながら協働できる、地域共生社会の実現を目指すものです。

## ■地域共生社会とは

地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野の枠を超えてつながる社会です。

## ■自助・互助・共助・公助の考え方

地域福祉を進めるときに重要なのが「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方です。

地域での様々な課題や困難に対して、まずは個人や家族が解決することを「自助」、それだけでは解決できない場合に、隣近所の助け合いや支え合いで解決することを「互助」、介護保険などの制度化された支え合いの仕組みで対応することを「共助」、行政等が公的支援で解決することを「公助」といいます。

従来の社会保障の制度では、「自助」やそれを支える「互助」を基本とし、対応できない大きな課題について「共助」「公助」が補完し、地域の課題解決が図られてきました。

しかし、近年、個人や世帯が抱える課題が複雑化・多様化するなかでは、それぞれの役割分担を固定するのではなく、相互に連携し、バランスを取りながら「支援のすき間」を埋められるような役割を果たすことが求められます。こうした相互の関わりによって、地域の重層的なセーフティネットが構築されます。

## ■ 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
地域福祉計画	第4次小美玉市地域福祉計画	第5次小美玉市地域福祉計画								

## ■第4次小美玉市地域福祉計画と一体的に策定する計画

## ◆成年後見制度利用促進基本計画【成年後見制度の利用の促進に関する法律】

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## ◆再犯防止推進計画 【再犯の防止等の推進に関する法律】

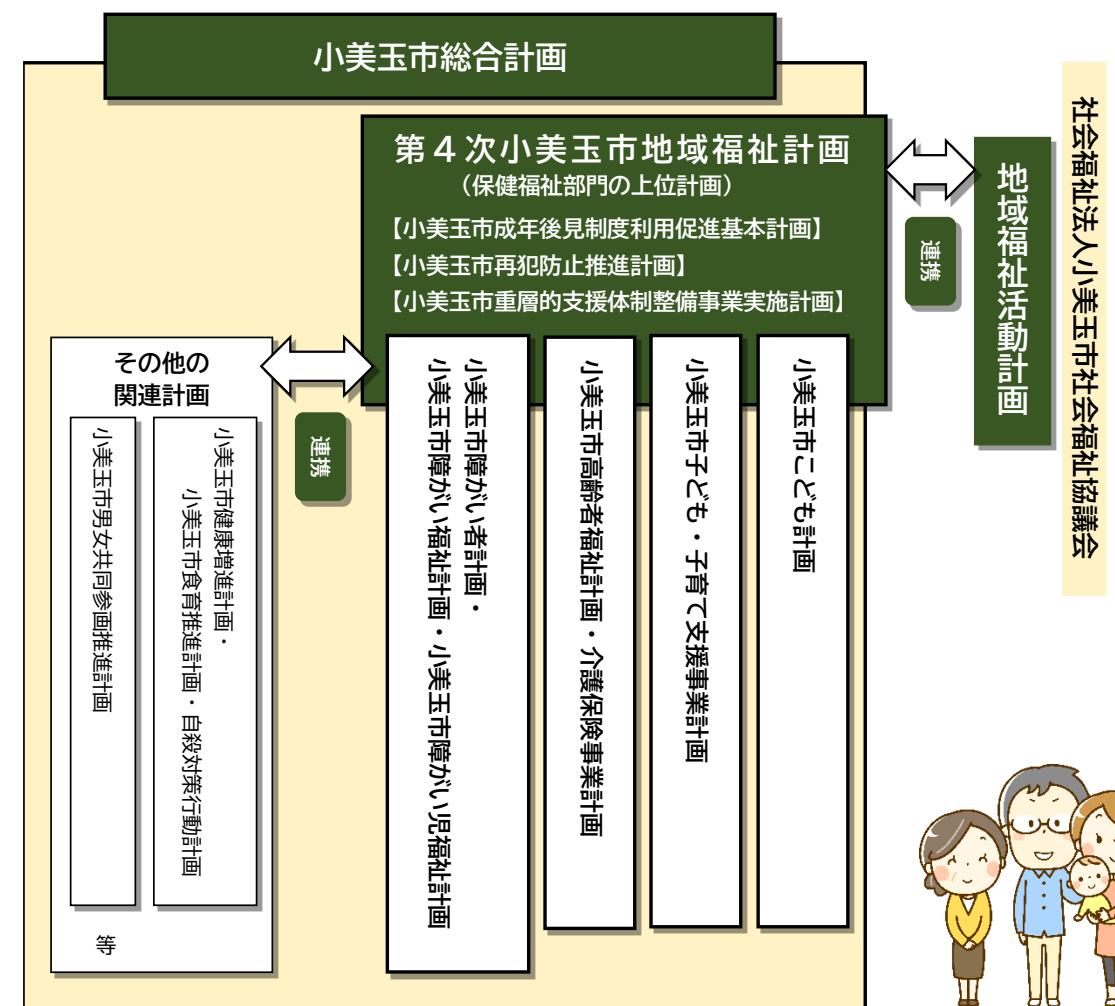
第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

## ◆重層的支援体制整備事業実施計画 【社会福祉法】

第百六条の五 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

## ■計画の位置付け

地域福祉計画は、地域における福祉施策を総合的に推進していくための計画であり、平成30年4月の社会福祉法の改正にて、保健福祉部門の上位計画として位置づけられました。そのため、本市の最上位計画である「小美玉市総合計画」を基盤としながら、福祉関連等の各個別計画及び指針において共通する課題を横断的につなげるとともに、相互に連携を図りながら地域福祉を推進します。



# 第4次小美玉市地域福祉計画（案）【概要版】

## ■基本目標

基本理念の実現に向けて、次の3つの基本目標を掲げ、地域福祉を推進します。

### 基本目標1 地域で共に支えあうあたかな心づくり

人口減少や少子高齢化、世帯の多様化が進むなかで、孤独や孤立を防ぎ、地域住民による支え合いと世代を超えた交流を促進し、地域力の向上を図ります。また、地域住民が参加しやすい仕組みや居場所づくりの充実を図るとともに、多様な人材の確保と育成を促進し、あたたかな地域共生社会を実現します。

- |      |   |
|------|---|
| 基本施策 | 1. 支えあう心の育成<br>2. 地域でのふれあい、交流の場づくり<br>3. 地域福祉を支える人材の育成と活動の活性化 |
|------|---|

### 基本目標2 みんなに届く包括的な支援体制づくり

介護や子育て、障がい、貧困、ひきこもりなど複合化・複雑化する生活課題に対応するため、保健・医療・福祉の分野を超えた支援体制を強化します。重層的支援体制整備事業を踏まえ、伴走型支援やアウトリーチ支援を推進するとともに、自立した生活に向けた支援を展開し、誰もが安心して暮らせる社会を実現します。

- |      |   |
|------|---|
| 基本施策 | 1. 重層的支援体制の整備（重層的支援体制整備事業実施計画）<br>2. 情報提供体制の充実・包括的な相談支援<br>3. 福祉サービスの充実<br>4. 自立支援体制の充実<br>5. 権利擁護の推進（成年後見制度利用促進基本計画）<br>6. 再犯防止の推進（再犯防止推進計画） |
|------|---|

### 基本目標3 安全・安心に暮らせるまちづくり

自然災害や犯罪から暮らしを守るため、住民主体の防災・防犯活動の充実を図るとともに、行政や関係機関との連携を強化します。また、移動支援や地域特性に応じた公共交通の整備を促進し、日常生活の安心を確保します。さらに、バリアフリー・ユニバーサルデザインを推進し、誰もが安全・安心に暮らせるまちを実現します。

- |      |  |
|------|--|
| 基本施策 | 1. 生活環境整備の充実<br>2. 防犯・防災体制の充実<br>3. 地域福祉のネットワークづくり |
|------|--|



## ■施策の体系

基本目標／基本施策／施策の方向		
基本目標1 地域で共に支えあうあたかな心づくり		
1. 支えあう心の育成	(1) 学校や地域における福祉教育の充実 (2) 地域福祉の広報・啓発活動の充実	
2. 地域でのふれあい、交流の場づくり	(1) 世代間交流の推進 (2) 地域での交流活動の推進 (3) 隣近所の交流への支援	
3. 地域福祉を支える人材の育成と活動の活性化	(1) 地域活動・ボランティアの人材やリーダーの育成 (2) ボランティア団体等と担い手をつなぐ仕組みづくり (3) 地域活動やボランティア活動への支援 (4) 福祉・介護人材、専門職の確保への支援	
基本目標2 みんなに届く包括的な支援体制づくり		
1. 重層的支援体制の整備 (重層的支援体制整備事業実施計画)	(1) 包括的相談支援 (2) 参加支援 (3) 地域づくりに向けた支援 (4) アウトリーチ等を通じた継続的支援 (5) 多機関協働の支援ネットワーク構築	
2. 情報提供体制の充実・包括的な相談支援	(1) 情報提供の充実 (2) 民生委員・児童委員等との連携	
3. 福祉サービスの充実	(1) 地域包括ケアシステムの充実 (2) 各種福祉サービスの充実 (3) 相談・苦情対応体制の充実	
4. 自立支援体制の充実	(1) 社会的孤立への対策 (2) 虐待、DV（ドメスティックバイオレンス）防止の連携強化 (3) 生活困窮者への支援 (4) 外国人への支援	
5. 権利擁護の推進 (成年後見制度利用促進基本計画)	(1) 権利擁護の推進 (2) 成年後見制度の周知・啓発 (3) 成年後見制度の利用促進 (4) 地域連携ネットワークづくり	
6. 再犯防止の推進 (再犯防止推進計画)	(1) 就労・住居の確保などを通じた自立支援 (2) 民間協力者の確保・活動促進 (3) 地域での包括的な支援体制の構築	
基本目標3 安全・安心に暮らせるまちづくり		
1. 生活環境整備の充実	(1) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進 (2) 利用しやすい交通環境の整備 (3) 環境美化のまちづくりの推進	
2. 防犯・防災体制の充実	(1) 災害時における地域防災体制づくり (2) 要支援者の避難支援体制づくり (3) 地域で取り組む防犯体制づくり	
3. 地域福祉のネットワークづくり	(1) 地域福祉推進体制の整備 (2) 社会福祉協議会との連携の強化・社会福祉法人との連携 (3) 見守り体制の充実	

基本理念  
ぬくもりあふれるまちづくり